

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」等が合意されている。本県の6つの対象施設には3,936名の従業員が勤務し、海兵隊のグアム移転は、状況如何によっては、駐留軍労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念される。

一方、全国の失業率は約4%台であるが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢はきわめて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易でない状況にある。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されると、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、危機的状態に陥ることは明らかである。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成20年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況におかれている。

よって、うるま市議会は有効期限をむかえる「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の再延長を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

沖縄県うるま市議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 防衛大臣
防衛施設庁長官